



国際人権 A 規約 1 3 条 2 項(b)(c)「無償教育の漸進的導入」：留保撤回（2012.9.）後の研究運動の課題と展望

戸塚，悦朗

(Citation)

「無償教育の漸進的導入」に係る公開研究会2016(1)

(Issue Date)

2016-07-16

(Resource Type)

conference object

(Version)

Not Applicable (or Unknown)

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498274>



「無償教育の漸進的導入」 に係る公開研究会2016(1)

日時：2016年7月16日（日）10：00~12：30

場所：龍谷大学・大宮学舎「西齋」2階「大会議室」

主催：「無償化」科研

国際人権A規約 13条2項(b)(c) 「無償教育の漸進的導入」

留保撤回（2012.9.）後の研究運動の課題と展望

講師：戸塚悦朗

留保時代の国際人権A規約13条2項(b)(c)の効力

論文＝戸塚悦朗「高等教育と学費問題——日本による国際人権(社会権)規約13条違反について——」国際人権法政策研究第2巻 第2号（通算第3号）、2006年11月、23-37頁。

[2010年8月18日仙台にて講演](#)

留保撤回が実現した後の 研究・運動

課題には、中等教育と高等教育の無償化の問題が含まれている。

留保撤回実現に絞られたそれ[以前の運動方針](#)

の延長線上では考えられない。

1. 中等教育の無償化問題

- 授業料の無償化について既に立法がある
- 代表的な訴訟がある
- 社会権規約13条の条文の規定しづりが違う
- 対象者の進学率
- 職業教育を含む



2. 高等教育の無償化問題

2－1．与えられた問題

- 留保撤回後も私立大学では学費値上げがなされ、国立でも学費値上げが目論まれています。こうした動向に対して「条約違反」と批判し、ストップできるのか。
- 留保撤回後の課題の一つに「漸進的無償化プログラム」を政府・自治体・法人等に策定させることが挙げられます。
- 国民（特に値上げをこうむった学生や保護者）は、条約を根拠に司法的な訴えができるのか否か。

2－2．状況を分析

- こうした動向に対して「条約違反」と批判できるか？
 - 「条約違反」と批判できると考える。
 - それは、冒頭（はじめに）で述べた通り、
 - 留保撤回後は政治的な誤解も解消したはずである
- 「ストップできるか」
 - 簡単ではない。
 - 以下状況分析から始め、順次検討したい。

(1) 欧米との比較

- すべての教育が無償＝フィンランドの教育制度との比較
- 高校卒業段階で選考がなされる。
- 学術研究を目的とする大学での無償教育
- ポリテクニックでも無償で高度の応用科学・職業教育



(2) 韓国との比較

- 韓国との比較が盛ん
- 脱植民地化の過程と民主化のプロセス
- 社会改革の一部だけを模倣することは困難



(3) ヒューマンライツの理解が未成熟

- 国際「人権」法とはなにか
 - UDHR＝法的拘束力を持たない
 - 拘束力ある条約によって世界的に実現しようと制定
 - 社会権規約などいわゆる「人権」条約である
- 「ヒューマンライツ＝Human Rights」を「人権」と翻訳
 - ヒューマンライツ概念の誕生さえ十分な 研究がない。



2－3．訴訟の可能性について

「国民（特に値上げをこうむった学生や保護者）は、条約を根拠に司法的な訴えができるのか否か。」

成功するためには、訴訟のプロセスも結果も相当厚い壁を破らなければならない。

(1) 訴訟の目的について

「どのような訴訟によって未来を拓くか？」

（２）被告について

- 社会権規約＝義務の主体は、国家である
- 漸進的無償化導入＝膨大な財源が必要である
- 日本は国立大学を無償化すべきであるという指摘
- 私立大学に比較＝学費は相対的に低い
- 全国的に設置されている

(3) 原告について

- 高等教育を受ける「能力」＝推定できる
 - 国立大学の入試に合格した者
 - 高等教育を受けることができないという被害＝明確である
 - 被害者についてケース・スタディー
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(4) 法的な問題点について

- 国際人権法を根拠にする訴訟＝限界
- 日本特有（韓国とのちがい）
 - 国内人権機関がない
 - 個人通報権の保障がない
- 宮崎茂樹「国際人権規約成立の経緯」前掲『国際人権規約』、3頁。
- 川勝勝則「国際社会福祉」『国際人権規約』法学セミナー臨時増刊号、日本評論社、1979年、36頁

高等教育を受ける「能力」による限定

社会権規約＝プログラム規定との考え方

憲法26条1項(教育を受ける権利)及び同14条(法の下での平等)

国家賠償法にもとづく憲法訴訟を提起することになる

立法府による裁量の問題

非進学者との衡平の問題

「漸進的無償化プログラム」策定の必要性

3. 研究と運動の方向の検討

無償化に関する世界的な 比較調査研究

（１）能力概念の再検討

(2) 非進学者の権利について

- 中等教育後職業教育を受ける権利
- 高等教育を受けていない非進学納税者との衡平
- 「受益者負担論」の議論
- 将来的には、職業教育課程を含めて、(希望者に対しては)100%の進学率の達成を目指す
- 諸外国における後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状

（３）障がい者の権利について

- 障がい者権利条約時代の「能力」の考え方は、
- 学習障がいのある者
- 現在のフィンランドの教育制度を超える教育制度を構築

（４）これまでの研究成果を 振り返る

1980年代初頭

国際人権法の研究の進展は著しい

（５） 日本の独自の問題

世界最先端にある少子化問題がある。

[データ（文末資料参照）](#)

外国人嫌い（ゼノフォビア）が蔓延

(6) 見通しとして、「ストップできるか？」

- 「どの程度抑制できるか？」
- "Keep the kettle boiling!"
 - 英国のイアン・ケネディー教授の助言
- 「楽観的であれ」＝現状の評価の仕方が変わる
 - ニール・マクダモット元ICJ事務総長の助言



（ 7 ） 提携すべき組織・団体

「誰またはどの組織・団体と 連携すれば良いのか？」

「留保撤回後初めての政府報告書の提出が2018年です。～それにどのようにかかわれるのか、かかわるべきか。」

国連・内外の学会・国連NGO

日本弁護士連合会と連携

JFBA 日本弁護士連合会

ENGLISH | 中文



ホーム



日弁連・弁護士について



私に笑顔を
弁護士さん

日弁連人権擁護委員会への人 権救済申立

葉山水樹「弁護士会は何ができるか」戸塚＝広田共編『精神医療と人権
(2)「人権後進国日本」』亜紀書房、1985年、171-184頁。

「誰も助けることはできない
だろう。自分で運動団体を造
るしかないのでは？」

若い研究者を育て、100年先を目指して
研究と運動を継続する体制を作る必要